

資料3

第162回国会提出法案審議状況及び今後の政省令等施行
予定について

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案 ······ 1

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 ······ 3

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案 ······ 5

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

平成17年4月27日現在

1 国会審議状況

平成17年3月4日 国会提出

2 法案成立後の政省令のスケジュール (国会会期内に成立した場合)

○ 労働安全衛生法の一部改正関係

平成17年6月（法案成立後）～9月ごろ 安全衛生分科会で議論
【分科会にて議論いただくこととして想定している事項】

- ・政省令案

平成18年4月1日施行予定

（一部の規定については、平成18年12月1日施行予定）

○ 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

平成17年6月（法案成立後）～9月ごろ 労働条件分科会労災保険部会で議論

【分科会にて議論いただくこととして想定している事項】

- ・省令案

平成18年4月1日施行予定

○ 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正関係

平成17年6月（法案成立後）～9月ごろ 労働条件分科会で議論

【分科会にて議論いただくこととして想定している事項】

- ・労働時間等設定改善指針案
- ・政省令案

平成18年4月1日施行予定

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案の概要

〈労働者の生命や生活に關わる問題の深刻化〉

企業間競争の激化、働き方の多様化が進む中で、

- ・自主的な安全衛生活動の不足に伴う重大災害の発生
 - ・業務の集中する層の長時間労働に伴う健康障害の増加や、子育て世代の生活時間の確保の困難化
 - ・移動に際しての保護の拡充が必要な単身赴任者、複数就業者の増加
- など労働者の生命や生活に關わる問題が深刻化。



〈関係法律の見直しによる関係者の自主的な取組の促進等〉

1. 労働安全衛生法の一部改正

(1) 危険性・有害性の低減に向けた事業者の措置の充実

- ① 危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、事業者の自主的な取組を促すため、こうした措置を適切に行っていると認められる事業者については、機械等に係る事前の届出義務を免除すること
- ② 危険・有害な化学物質について、容器・包装の表示や、譲渡・提供の際の文書交付に関する制度を改善すること
- ③ 設備の改造・修理・清掃の仕事の外注化が進展する中で、爆発等のおそれがある化学設備について、その仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供すること
- ④ 製造業等における業務請負の増加に対応するため、元方事業者が作業間の連絡調整を行うこととすること

(2) 過重労働・メンタルヘルス対策の充実

事業者は、一定時間を超える時間外労働等を行った労働者を対象とした医師による面接指導等を行うこと

2. 労働者災害補償保険法の一部改正

複数就業者の事業場間の移動、単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動を、通勤災害保護制度の対象とすること

3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

有期事業に係る保険料のメリット増減幅(現行±35%)を継続事業と同じ±40%とすること

4. 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

- (1) 「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進を図る法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するための法律に改めるとともに、法律の題名等を改めること
- (2) 「目標」を掲げる「労働時間短縮推進計画」(閣議決定)をやめて、事業主の参考とする「指針」を厚生労働大臣が定めることとすること
- (3) 「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、事業場における労使の自主的取組を促進すること
- (4) 公益法人改革の観点から、指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止すること

○ 施行期日：平成18年4月1日(ただし、1. の(1)の②は平成18年12月1日)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

平成17年4月27日現在

1 国会審議状況

平成17年2月10日 国会提出

平成17年4月27日 衆議院厚生労働委員会提案理由説明

2 法案成立後の政省令のスケジュール (国会会期内に成立した場合)

平成17年7月以降分科会で議論

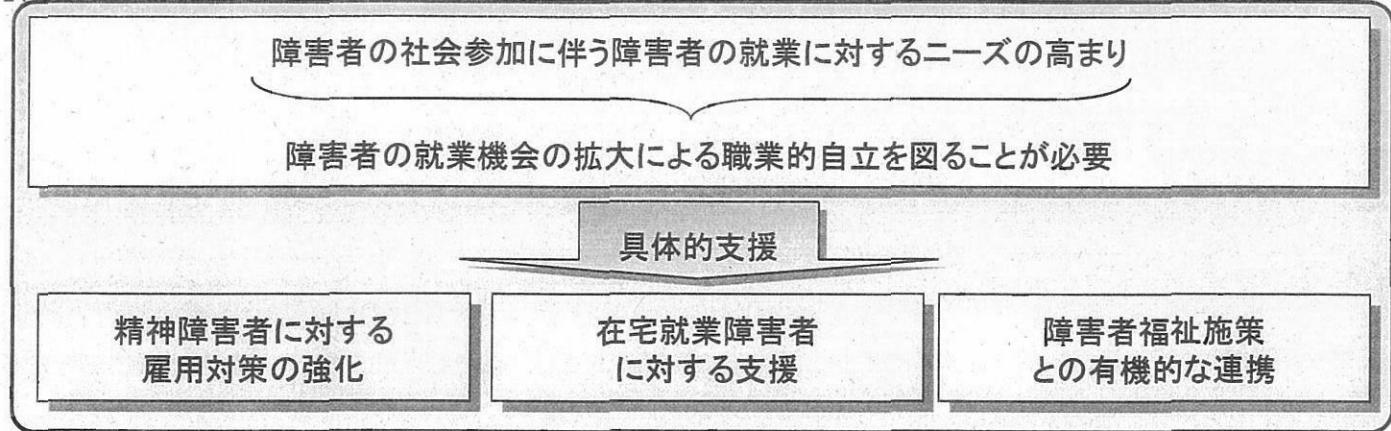
【分科会にて議論いただくこととして想定している事項】

- ・政省令案
- ・精神障害者把握確認ガイドライン案

平成18年4月1日施行予定（一部、平成17年10月1日施行予定）

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案概要

【背景】



【改正の主な内容】

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化

① 障害者雇用率制度の適用

- 雇用率制度の適用に当たって、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者及び短時間労働者を各事業主の雇用率の算定対象とする（短時間労働者は1人をもつて0.5人分）（法定雇用率（1.8%）は現行どおり）。

② 障害者雇用納付金制度の適用

- 納付金の徴収額、調整金・報奨金の支給額の算定に当たって、上記①と同様に取り扱う。

(2) 在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等において就業する障害者（在宅就業障害者）に仕事を発注する事業主については、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金の支給を行う。
- 事業主が、在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣の登録を受けた法人（在宅就業支援団体）を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合についても、同様に取り扱う。

(3) 障害者福祉施策との有機的な連携等

① 有機的な連携

- 国及び地方公共団体は、障害者の雇用促進施策を推進するに当たって障害者福祉施策との有機的な連携を図るものとする。

② その他

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行うことに対する助成金の創設、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行う。

【施行期日】

平成18年4月1日（ただし、(3)①及び(3)②の一部については平成17年10月1日）